

○ 檜原市補助金等検討委員会規則

令和 6 年 9 月 30 日規則第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、檜原市執行機関の附属機関に関する条例（平成 24 年檜原市条例第 23 号）第 7 条の規定に基づき、檜原市補助金等検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、檜原市補助金等交付規則（平成 15 年檜原市規則第 3 号）で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項について市長から諮問を受け、協議及び検討し、市長に意見具申を行うものとする。

- (1) 補助金等、補助事業等、補助事業者等及び補助対象経費（以下「補助金等交付関係事項」という。）の審査及び選定に関すること。
- (2) 補助金等交付関係事項の現状及び問題点に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、補助金等交付関係事項の適正化に関すること。

(組織)

第 4 条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 行政経験を有する者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 委員が前条の協議及び検討の対象となる補助事業者の役員等の任に就いている場合において、その委員は、当該補助事業者を議題とする委員会の会議については、関与することができない。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、委嘱の日から、諮問を受けた事項について市長への意見具申が終了する日までとする。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が定まっていないときは、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、オンライン会議（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用した会議をいう。）の方法により開催することができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員（オンラインによる出席を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、財政課において処理する。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。